| | |
|---|---|
| 法人の名称 | 明成法務司法書士法人 |
| 業務範囲 | １．登記又は供託に関する手続について代理すること。<br>２．法務局又は地方法務局に提出する書類又は電磁的記録を作成すること。<br>３．法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。<br>４．裁判所又は検察庁に提出する書類又は電磁的記録を作成すること。<br>５．前各号の相談に応ずること。<br>６．簡易裁判所における、裁判所法第３３条第１項第１号に定められた額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起、再審、強制執行手続を除き、少額訴訟債権執行手続を含む。）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続について代理すること。<br>７．前号について、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。<br>８．筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第３３条第１項第１号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。<br>９．当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務<br>１０．当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務<br>１１．司法書士又は司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の業務<br>１２．司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し又は密接に関連する業務 |
| 従たる事務所の所在地 | 茨城県つくば市松代一丁目9番地8-2階<br>埼玉県新座市東北二丁目３０番１８号　尾崎ビル６階<br>群馬県高崎市あら町１２９番地１　小池ビル２階<br>愛知県名古屋市千種区今池3丁目12番20号　KAビル1階 |